

地域づくりネットワーク長野県協議会北アルプス支部規約

(目的)

第1 地域づくりネットワーク長野県協議会北アルプス支部（以下「支部」という。）は、地域主導の地域づくりのための活動・研修等を行う民間団体（以下「地域づくり団体」という。）への情報提供を行うとともに、地域づくり団体相互の交流を推進し、もって民間による自主的・主体的な地域づくりの取組を促進することを目的とする。

(事業)

第2 支部は、その目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 地域づくり団体相互の交流及び情報交換
- (2) 地域づくり団体に対する情報提供
- (3) 地域づくり活動のレベルアップのための研修・講習の実施
- (4) その他必要な事業

(構成)

第3 支部は、大町・北安曇地域内で活動する地域づくり団体、北アルプス地域振興局等で構成する。

(支部長)

第4 支部に支部長を置く。

(支部長の選出)

第5 支部長は、支部構成員が互選する。

(支部長の職務)

第6 支部長は、支部を代表し、その事務を統括する。

(支部長の任期)

第7 支部長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会計年度)

第8 会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(事務局)

第9 事務局は、北アルプス地域振興局企画振興課に置く。

(その他)

第10 この規約の実施に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成22年3月11日から施行する。
- 2 この規約は、平成29年6月1日から施行する。